

土門 剛



土門 剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏と共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。

たようです。その資料によると、中間機構の業務内容のようなものは、次の5点。

- ① 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、受け手がすぐに見つからない場合（耕作放棄地を含む）に、中間的な受け皿が借り受け、
- ② 中間的受け皿は、必要な場合には、その負担で基盤整備等の条件整備を行ない、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して、貸付け、
- ③ 中間的受け皿は、受け手が見つかるまでの間、当該農地について農地としての管理、
- ④ 中間的受け皿は、その業務の一部を市町村・農協・民間企業等に委託し、中間的受け皿を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進、
- ⑤ 中間的受け皿が積極的に活動できるように国費を投入。

二束三文の農地を借り受け税金を投じて面倒をみるのか

①の問題点。ここでの疑問は、中間機構が「中間的な受け皿となって借り受け」とありますが、「受け手」、つまり借り手のいない場合でも、中間機構に借りてくれと頼めば借り受けてくれるという点です。もちろん地代を払ってもらえます。それも世間相場です。ただし、借り受けは無条件ではありません。「地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要」というような文言があります。これは、農地所有者が「将来、分散した圃場をまとめたい」と申し出れば、二束三文の耕作放棄地でも無条件で認めてくれるようです。

②の問題点。中間機構は、「その負担で基盤整備等の条件整備を行ない」という記述部分。中間機構に農地を借り受けてもらえば、1haで平均1500万円もする基盤整備事業をタダでやってくれるという「大恩典」もついてくるのです。地代分も国の税金なら、基盤整備も国の税金で面倒を見てもらえるのです。政策担当者にはいくつか質問をしました。

土門 この政策、うまくいくと思いますか。

「攻めの農林水産業」の目玉、農地中間管理機構は大苦戦の予想

農地中間管理機構をご存知でしょうか。長たらしいので「中間機構」と呼ぶことにしましょう。安倍政権が打ち出す「攻めの農林水産業」目玉事業として来年度予算に組み込まれます。農水省ホームページに概要のようなその名も「攻めの農林水産業」の具体化の方向」（平成25年4月）という資料がアップされています。結論からいうと、こんな筋の悪い政策は滅多にありません。この政策のどこが「攻めの」という名に

値するのか。政策を立案した担当者に聞いてみました。

その前に中間機構についての簡単な説明をその資料に沿って説明してみたいと思います。ポイントは2つあります。まず「農地の中間的受け皿（県農地中間管理機構（仮称）の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進）」、ついで「耕作放棄地対策の強化」です。「農地の中間的受け皿」ということが、中間機構という名の由来になっ

各項目について筆者なりに浮かんだ問題点を指摘していきます。

担当者 もちろん、うまくいくように制度設計しました。

土門 あっ、そうですか。それじゃ、聞きますけど、農地所有者の本音と、こののを調べたこととてありますか。零細規模の農家さんは農業や農地に対する本音と建て前がまるっきり違いますよ。

担当者 どういうことですか。

土門 農業のために農地を守るとか言っているのは単なる建前でね。本音は自分の代のうちに農地を処分してしまいたいということ。それは農地があるためにこさえた借金をチャラにしておきたいという切ない願いがあるようですよ。

担当者 それは初耳です。

土門 そうだろうな。全国農業会議所なんかと話していたら、建前の話ばかりで実態が何も見えてこないからね。分かりやすく説明しよう。中間機構に農地を出すと、利用権設定で農地の処分に期間的な縛りがかかる。今は期間が平均6年と短い、中間管理機構を通すことで、仮に全額国費で基盤整備をしてもらった場合、税金を投入した手前、利用権設定が15年とか20年の長期になることはほぼ想像がつくよね。もしそうなら自分の目の黒いうちに農地の処分ができないことになるので、中間機構に農地を出す農家は予想より

も少ないだろう。もし出す農家があるとしたら、誰も引き取り手のない条件の悪い農地かな。したがって『人・農地プラン』と同じように、笛吹けど農家踊らずで中間機構には大苦戦。税金の無駄使いということ、で納税者の厳しい批判に晒されるだろうな。

続いて、③と④の問題点。これも開いた口が塞がりません。中間機構が農地所有者から借り受けた農地は、新たな借り手（受け手）が見つかるまでの間、農地としての管理をする位置づけました。もちろん中間機構が実際の耕作や農作業をするわけではありません。資料に「その業務の一部を市町村・農協・民間企業等に委託」という記述がありますから、下請けに出すのです。市町村なら農業公社。農協にも最近各地で設立されている農作業請負部門があります。民間企業等とは農業法人のような組織を下請け先とイメージしているようです。破綻状態にある現行の農業公社スタイルの作業請負組織のリメイク版のようにしか思えません。

最後に⑤の質問。中間機構が「積極的に活動できるよう、国費を投入」とありますが、こんな質問を政策担当者に放っておきました。

「家に帰られて、奥さんに、『こんなことを仕事でやっているけど、どう思うか』と聞いて見たらどうですか。来年4月から消費税増税が予定されているなか、『パパ最低、こんな政策。こんなに税金を無駄使いしたら、納税者から石を投げつけられるわよ』と言われかねませんよ」

農地の貸し手側の思惑を一切考慮しない役人の発想

内閣府の規制改革会議が、農地中間管理機構を取り上げたのが、政策の骨格がまとまりかけた5月30日だった。内閣府のホームページに公表されているその議事録を見て、隔靴搔痒の印象を強くした。筆者が委員ならこういう質問を放っただろう。政策担当者にはシャドー・ボクシングの相手を務めてもらった。

土門 なぜ耕作放棄地が増えたりするのか、その根本原因を突き止めたことがありますか。あればその資料を明示していただきたい。

担当者 高齢化だとか農産物価格が安いことなどで農業を続ける意欲がなくなった結果、耕作放棄地が増えたものだと思います。

土門 でも、耕作放棄地のない地域もありますね。それも市町村単位で。
担当者 都道府県単位なら、北海道、

鹿児島、茨城などですよ。

土門 さすが農地政策を担当しているだけによくご存知ですね。そういった地域では農地を手放す農家が出るとすぐに受け手が出てきます。それどころか自分たちの地域では農地が足りず、よその地域、隣の市町村に農地を借りに行く出耕作も盛んなようです。先ほど農産物の価格が安いから耕作放棄地が増えると答えられましたが、それは正しくありません。あなたが紹介した先の地域はどちらかといえばスーパージア向け産地が多いでしょう。もちろん彼らの買値は高くはありません。それでいて農地に対するニーズが高いのは、儲かる農業をやっているからです。裏を返せば、農協が弱い産地ほど農地に対するニーズが多いという相関関係があるようです。しかもそういう産地ほど地代が高めなんですよね。

担当者 へえ。

実は、規制改革会議でも同じような議論が出されていました。ちよつと角度が違いますが、東京新聞・中日新聞論説副主幹の長谷川幸洋委員が、「その制度設計の仕方を考えるときに、農協自体の在り方についても考え直すということはあり得るのでしょうか」と質問していました。これに対する奥原正明経営局長の回

士門 辛聞

評価いただくし
かないと思いま
すけれども、そ
れはきちんとし

答で農協改革まで踏み込んだ発言をしてくれるのではないかと秘かに期待しておりましたが、「この受け皿の制度を作るときに、そこまでするということは考えておりません」と素っ気ない答えだったのは、ちょっとガッカリでした。長谷川委員の質問で、わが意を得たりというのは、これに続く質問。

「受け皿の制度を考えると、先ほど私が言ったような独禁法の問題その他の貸し手の側の枠組みについての考慮なしに受け皿の制度設計だけをやって十分な公正な競争が実現できるようなことにならないのではないかという懸念があります」

これは②、③と④の各問題と大いに関連する質問です。とりわけ②の問題では、筆者も指摘したように基盤整備で100%国の資金援助(補助金)を受けた生産者とそうでない生産者との間では、同じ競争条件にはならないことを指摘しましたが、長谷川委員も同じ疑問をぶつけておりました。奥原局長の回答は、「そこは制度の設計をこれからやっていきますので、設計したものをまたご覧いただいて御評価いただくし

たことにならなければ今回の新しいスキームをやる目的が達成できません」と歯切れの悪いものでした。

中間機構の資金面での問題点の指摘もありました。これまた質問は長谷川委員で、「バンク自体の経営といますか歳入はどのような形で想定されているのでしょうか」と言外に、中間機構は安定収入が見込めず税金の投入でしか成り立たないと批判しておりしました。奥原局長の回答は、10年ぐらいたってこの制度が安定すれば、農地の出し手への地代支払いと借り手から受け取る地代収入のバランスがとれるので、財政負担はほとんどかからなくなるとのこと。もちろん基盤整備に要した費用を地主たる出し手へ請求することはないと名言しておられました。

残念ながら、中間機構は数年を経たずに破綻が明らかになるでしょう。農水省の担当者は農地所有者の本心を何も知っていないと思えます。多くの農地所有者は高齢で農業を続けることすらまるで眼中にありません。彼らの最大関心事はバブルの時に売り損じた農地をいかに高く売り抜けることで、そのタイミミングを見計らっているのです。

人・農地プランが、予想外に不評だったのは、いくら離農促進の補助金をぶら下げてでも応じようとしな

ったことです。ましてや中間機構に農地を預ければ長期の利用権設定契約を結ばねばならず、その期間、売り抜けるタイミミングを失うと考えてくるでしょう。こうした連中を相手にしての農地集積は、補助金など一切くれてやらす、逆に離農を促すため、実質的な耕作をしていない場合という条件の下、固定資産税を宅地並みにかけるペナルティ課税を実施するべきだと思います。

都道府県庁OBの天下りの 受け皿になりにかぬい

最後に農業委員会を含めた農地行政について触れておきましょう。農地法を根拠法とする農業委員会が農地の賃貸や売買について法律上の強い権限を持っていることは先刻承知のことですね。これに農業経営基盤強化法を根拠法とする社団法人全国農地保有合理化協会。会長は、東京穀物市場を解散させた元農水省次官の渡辺好明氏です。都道府県レベルで農業公社があり、都道府県庁OBの天下りの受け皿となっている組織です。これと市町村レベルで連携を図るのが農地利用集積円滑化団体として、農協が事実上支配するケース、市町村や市町村公社が運営するケースと3つの形態があります。これまた農業経営基盤強化法を根拠法に09

年の農地法改正時に創設されたもので、主な業務は「農地等の所有者から委任を受けて、その者を代理し、農地等について売渡しや貸付け等を行う事業」。

今回の中間機構が、都道府県農業公社や農地利用集積円滑化団体によく似ていて、業務は重複しているのではないかという印象を持たれたと思います。筆者もその一人で、農地政策課に聞きますと、「似て非なるところがありまして、中間機構は基盤整備をしたり、さらには農作業の管理にまでカバーするエリアが実に広がっております。その意味で画期的な組織です」と手前味噌な回答が戻ってきました。ただこれらに共通するのは、役人による、役人のための、役人の組織であり、すべてが税金の無駄遣いに終わっている組織であるということです。

農地中間管理機構、「攻めの農林水産業」の目玉だけではありません。アベノミクスの「異次元の金融緩和」や「大規模な財政出動」と並ぶ「民間活力の爆発」の3本目の矢という触れ込みです。農地行政を国や地方の役人の玩具にし、そこへ税金を垂れ流すような愚策で、「攻め」も「爆発」もありません。これまで失敗の連続だった農地行政に決定的な汚点を残すことは間違いありません。